

ご好評につき
追加開催決定

経営者が必ず知っておきたい『労務対策シリーズセミナー』

退職勧奨

解雇

懲戒権の行使

問題社員対応 3つのポイント

入管法改正

技能実習生

特定技能

外国人雇用 3つのポイント

このような方はぜひ本セミナーにご参加ください！

- 問題社員への対応にとっても困っている…
- 問題社員に適切に対応できなくて、優秀な社員がやめてしまう
- 入管法の改正で何が変わったのか知りたい
- 外国人を雇用している、雇用を検討している

参加費用
無料!

先着
20名

追加開催

2019年 **11月14日 木** 15:00~17:00(14:30開場)

テーマ

問題社員対応3つのポイント／外国人雇用3つのポイント

会場

佐野商工会議所 3F 中会議室 (栃木県佐野市大和町2687-1)

~~第1回 7月11日(木) ハラスメント対策・人手不足対策~~ 好評につき終了いたしました

~~第2回 9月3日(火) 働き方改革対策~~ 好評につき終了いたしました

第3回 11月7日(木) 問題社員対応3つのポイント 定員に達したので受付を終了しました



11月8日(金)14:30 太田商工会議所でも同じテーマで開催いたします。お申込み、詳細については、当事務所までお問い合わせください。

講師

上野俊夫法律事務所 **弁護士 上野 俊夫**



【講師プロフィール】

群馬県高崎市で生まれ東京都で育つ。平成14年に司法試験に合格し、前橋市の法律事務所に勤務後、平成20年に館林市で上野俊夫法律事務所を設立。設立以来、使用者側の労働問題を数多く取り扱う。社労士会、市役所、公立病院での研修講師なども務めている。

一橋大学大学院国際企業戦略研究科修了(労働法ゼミ)

【所属】

・群馬弁護士会、館林商工会議所

【講演歴】

・太田市役所

・群馬県社会保険労務士会 太田支部

・栃木県社会保険労務士会 県南支部 他多数

【メディア】

・読売新聞、毎日新聞、上毛新聞 他多数

お申込み・お問い合わせ先／上野俊夫法律事務所

〒374-0024 群馬県館林市本町2-2-14 アドホック館林2F

TEL : 0276-56-4736 FAX : 0276-56-4735 URL : <http://law-ueno.blogdehp.ne.jp/>



ぐんまちゃん
30-100667

近年、ハラスメントをしたり業務命令に従わないなどの問題社員に対し、退職勧奨や解雇したところ、退職後に残業代請求や不当解雇に関する訴訟を起こされるケースが散見され、慎重な対応が求められます。今回のセミナーの前半では、過去の事例を踏まえ、法的紛争が生じる可能性がある社員への適切な対処法、対応する際の法的留意点について詳しくお伝えします。

また、セミナーの後半は、外国人の労務管理についてお伝えします。平成31年4月、入管法の改正により、「特定技能」という在留資格が創設されました。14業種において就労目的の訪日が可能となりました。今後、数十万人の受け入れが見込まれています。セミナーでは、改正された入管法や経営者が知っておくべき対応策など、外国人の雇用拡大を見据えて、この新しい制度について解説いたします。

第3回 セミナーの ポイント

01. ハラスメントをする等の問題社員に対する対応の3つの失敗例
02. 問題社員への適切な5つの対応策
03. 「特定技能」とはどのような資格なのか
04. 雇う側が知っておくべきこと、取り組んでおくべきこと

参加費用
無料!

当事務所のセミナーが選ばれる理由

- ① 使用者側を手掛けている弁護士が時流に沿った労務トラブルを取り上げます！
- ② 大学院で労働法を専攻した弁護士が責任をもって講師を務めます！
- ③ 実際の紛争トラブルをふまえた具体的な事例を解説します！
- ④ 勉強会形式なので気軽に質問でき、理解が深まります！

参加特典

今回のセミナーにご参加の方へ
特典がございます。

01 無料法律相談（初回50分）

02 就業規則作成アドバイス

▼さらに、当セミナーを機に顧問契約をお申込みいただいた企業様を対象に

03 無料での社内ハラスメント防止セミナー

04 過去の勉強会、研修のテキストをご提供

セミナーのお申込みは下記記載の上、FAXで送信ください FAX:0276-56-4735

※**先着20名**とさせていただきます。ご希望の場合はお早めにお申し込みください。

※11/8の太田商工会議所開催回をご希望の方は、当事務所までお電話ください。

貴社名		ご担当者名	フリガナ
ご参加者様名	フリガナ	役職名	
ご住所			
電話番号		FAX	
メールアドレス			
希望されるセミナーに✓をつけてください。 ※第1回、第2回は終了しているため、テキストをお渡しいたしません			
<input type="checkbox"/>	第3回	11/14	問題社員対応3つのポイント・外国人雇用3つのポイント（追加開催回）
<input type="checkbox"/>	第1回	7/11	ハラスメント対策・人手不足対策
<input type="checkbox"/>	第2回	9/3	働き方改革対策 アルバイトにもボーナスが必要？有給休暇の消化義務は大丈夫？

お申込み・お問い合わせ先／上野俊夫法律事務所

〒374-0024 群馬県館林市本町2-2-14 アドホック館林2F

TEL：0276-56-4736 FAX：0276-56-4735 URL：http://law-ueno.blogdehp.ne.jp/

※問題社員とは違法行為をしたり正当な業務命令に従わない社員等をいうものです。社員の人格は最大限尊重されるべきで、違法行為と人格は別のものであり、問題社員という言葉は、社員の人格を非難するものではありません。